

山形県内で大会・会議を開催し、天童市内で宿泊される事業者の方へ宿泊費の一部を補助いたします！



天童市観光誘客等支援事業費補助金とは？

山形県内で開催される学術・文化等に関する東北大会以上の大会・会議(天童市、山形市、上山市、寒河江市の宿泊施設における合計宿泊者数が200人以上のもの。)を対象として、参加者宿泊費を天童市が補助するものです。

申請受付について

大会等開催予定日の20日前までに交付申請に係る書類をご提出ください。

※受付期間内であっても予算額に達した時点で終了しますので、申請される前にお問い合わせ下さい。

補助内容について

- ・日本国内に在住する者 1人あたり500円
- ・日本国以外に在住する者 1人あたり2,500円

補助対象事業について

山形県内で開催又は実施される学術、文化等に関する東北大会以上の大会及び会議で、下記①～⑤を満たすもの。

- ①音楽祭、芸術祭等のイベント、コンサート、演劇等の興行、スポーツ大会その他これらに類するものに該当しないこと。
- ②天童市、山形市、上山市、寒河江市の宿泊施設における合計宿泊者数が200人(国際会議の場合は50人)以上であること。
- ③公序良俗に反しないもの及び社会に悪影響を及ぼすおそれがないもの。
- ④営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- ⑤この補助金以外の補助金その他助成金を受けていないこと。



大会等の計画から補助金支払いまでの流れ

①大会等の企画・計画 (申請者手続き)

・大会等の日程の計画

②補助金交付申請書の提出 (申請者手続き)

・補助金交付申請書
 ・事業計画書
 ・収支予算書
 ・大会等の内容及び主催団体の活動内容を確認できるもの
 ・大会等の参加者の宿泊予定場所を確認できるものを記入の上、商工観光課へ2部ずつ提出。

開催予定日の
20日前まで

③交付決定通知書の発行 (天童市手続き)

・申請書受理後、申請内容を審査し天童市から交付決定通知書を発行します。

④大会等の実施 (申請者手続き)

・実施の準備

⑤実績報告書の提出 (申請者手続き)

・実績報告書
 ・事業成績書
 ・収支精算書
 ・大会等の参加者の宿泊の実績を確認できるもの
 ・請求書(1部のみ)
 を記入の上、商工観光課へ2部ずつ(請求書は1部)提出。

事業完了後20日以内
又は4月10日まで

③補助金の支払い (天童市手続き)

・実績報告書受理後、報告内容を審査し補助金の支払いを行います。

【注意】
 事業費が増額または2割以上減額する場合は事業変更申請が必要になります。

・事業変更(中止、廃止)承認申請書
 ・事業計画書
 ・収支予算書
 を記入の上、商工観光課へ2部ずつ提出。

【申込方法】
 所定の様式に必要事項を記入の上、開催予定日の20日前までに申請書を提出してください。

【お問い合わせ】
 天童市役所 経済部商工観光課
 〒990-8510
 山形県天童市老野森1丁目1番1号
 TEL: 023-654-1111(内線222・223)
 FAX: 023-653-0744
 Mail: kanko-t@city.tendo.yamagata.jp